



こりゃ、ほっとけん！

保つと険NEWS

第6号

平成24年

5月1日(火)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎：06-6209-7191

総合HP：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら：<http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

相続対策に生命保険が活躍します！

CASE 1 納税資金にする！

親族などが亡くなって財産を譲り受けた人は、10ヶ月以内に相続税を納めなければなりません。

相続税は現金や預金などの金融資産のみならず、車・土地・建物などの実物資産に対しても財産評価して相続税額を計算します。また、事業経営されていた方であれば自社株式も評価の対象となります。

計算された相続税は、現金で一括納付するのが原則です。

手持ち現金が少ないと大切な財産を売却せざるを得ないという可能性もありますが、こうした事態に備えて生命保険に加入しておけば、死亡保険金を納税資金に充てることができて安心です。

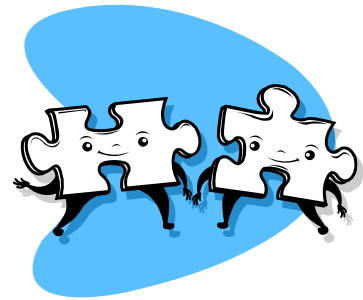


相続税600万円…



CASE 2 遺産分割に活用する！

遺産相続は「争続」とも言われます。財産が全て現金であれば遺産分割でもめることはありませんが、自宅や業務用不動産、自社株式など分割しにくい財産や分割したくない財産もたくさんあるため遺族が公平に相続するのは難しい場面が多々あります。



こうした場合でも死亡保険金として受け取った現金で遺産分割を調整することができます。

生命保険金の非課税制度

被相続人の死亡によって、死亡保険金を受け取った場合(被相続人が保険料を負担していた場合に限りまず)、その生命保険金は、相続税の課税対象となりますが、

500万円×法定相続人の数で計算した金額までは、非課税とされています。

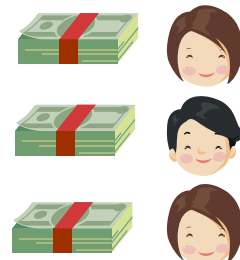
したがって、保険料の支払に余裕

死亡保険金



3,000万円

非課税限度額



500万円×法定相続人数

相続税の課税価格

= 1,500万円

のある方は、現金を終身保険などの保険証券に変えておけば、相続税の課税価格が圧縮され、節税につなげることができますので、一度検討してみてください。

詳細は三輪会計事務所までお問い合わせください。

お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所
(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は
無料

FAX 06-6209-8145

※この用紙をFAXしてください。

TEL 06-6209-7191



hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145